

負担金計算書

年度

(金融機関名)

科 目	金 額
I 負債額	千円
II 除かれる負債	千円
1 信用金庫法施行規則第 74 条第 2 項第 1 号、労働金庫法施行規則第 57 条第 2 項第 1 号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 37 条第 2 項第 1 号及び会社計算規則第 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき計上された引当金 (債務性のない負債性引当金に限る。) (内訳)	
2 金融商品取引責任準備金	
3 繰延税金負債	
4 再評価に係る繰延税金負債	
III 基準負債額 (I - II)	千円
IV 負担金 (III × 負担率)	円

(備考)

- I の負債額は、銀行法施行規則第 19 条第 1 項、長期信用銀行法施行規則第 18 条第 1 項、信用金庫法施行規則第 131 条第 1 項、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 68 条第 1 項、労働金庫法施行規則第 113 条第 1 項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第 82 条第 1 項に規定する貸借対照表における負債の部の合計額とするものとする。
- II の 1 から 4 は、第 32 条第 1 号から第 4 号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。
- II の 1 については、その内訳を記載する。
- I 及び II の金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。なお、その場合であっても I から II を差し引いた計数が III に合致するよう調整して記載することとする。
- 負担金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。

担当部課名

(電話番号)

担当者名

(FAX 番号)